

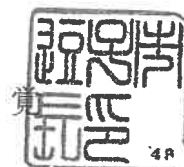


諮問第4号

2021年（令和3年）4月8日

逗子市下水道事業運営審議会  
会長 鎌田 素之 様

逗子市長 桐ヶ谷



逗子市下水道使用料の改定について（諮問）

逗子市下水道使用料の改定について、逗子市下水道事業運営審議会条例第2条の規定により諮問いたします。

諮問事項

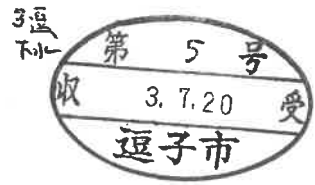
公共下水道使用料について、2022年（令和4年）7月1日から次のとおり改定したい。

1月当たりの公共下水道使用料の算出基礎額（税抜）

区分	1月当たりの排除水量	金額 (円)		
一般 汚 水	基本額	8立方メートルまでの分 679		
	加算額 1立方メートルにつき	8立方メートルを超え 15立方メートルまでの分	104	
		15立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	109	
		20立方メートルを超え 25立方メートルまでの分	132	
		25立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	150	
		30立方メートルを超え 40立方メートルまでの分	154	
		40立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	185	
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	203	
		100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	229	
		500立方メートルを超え 5000立方メートルまでの分	266	
		5000立方メートルを超え 10000立方メートルまでの分	281	
		10000立方メートルを超える分	343	
		浴場汚水	1立方メートルにつき（現行のまま）	5

## 1月当たりの公共下水道使用料の算出基礎額（税抜）＜現行＞

区分		1月当たりの排除水量	金額 (円)	
一 般 汚 水	基本額	8立方メートルまでの分	566	
	加算額 1立方メートルにつき	8立方メートルを超え 15立方メートルまでの分	87	
		15立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	91	
		20立方メートルを超え 25立方メートルまでの分	110	
		25立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	119	
		30立方メートルを超え 40立方メートルまでの分	122	
		40立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	132	
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	145	
		100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	163	
		500立方メートルを超え 5000立方メートルまでの分	189	
		5000立方メートルを超え 10000立方メートルまでの分	199	
		10000立方メートルを超える分	243	
		浴場汚水	1立方メートルにつき	5



2021年（令和3年）7月20日

逗子市長 桐ヶ谷 寛 様

逗子市下水道事業運営審議会  
会長 鎌田 素



答 申 書

2021年（令和3年）4月8日付、諮問第4号をもって諮問のありました逗子市下水道使用料の改定について、慎重審議の結果、当審議会としては、諮問のとおり改定することを了承いたしましたので答申いたします。

なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

- 改定時期については、コロナ禍における社会経済情勢等も十分配慮の上、最終決定されたい。
- 生活困窮者への配慮に十分留意され、寄せられる相談等について真摯に対応されたい。  
また、生活困窮を示す指標については、改定後も継続的にモニタリングを行い、状況が悪化した際には適切な対応をされたい。
- 使用料改定に当たっては、本市の下水道が危機的状況にあることを踏まえ、改定する場合は使用者の十分な理解・納得が得られるよう、説明と周知に最大限の努力を行うとともに、今後、下水道使用料については、経営指標を用いた経営分析等を行うことにより継続的に検証し、3～5年ごとに社会経済情勢を考慮の上、見直しの必要性を含めて検討するなど、適正な運用に努められたい。
- 今後の下水道事業の運営に当たっては、市としてもより一層の経営努力を行われたい。

逗子市

# 下水道使用料改定

持続可能な下水道事業経営を行うために

環境都市部下水道課

2021（令和3）年8月13日



## はじめに

### 1 逗子市公共下水道事業の歴史

1963(昭和 38)年度	雨水整備のため、都市下水路事業に着手
1966(昭和 41)年度	都市基盤整備のため、公共下水道事業に着手
1972(昭和 47)年度	公共下水道の供用を開始
<u>2002(平成 14)年度</u>	<u>神奈川県下唯一、処理人口普及率 100%を達成</u>
2005(平成 17)年度	公共用水域水質改善のため、合流式下水道緊急改善事業に着手
2019(令和元)年度	地方公営企業法を適用し、官庁会計から公営企業会計に移行

### 2 下水道の役割



水路に生活雑排水が流れ込み、悪臭や害虫が発生していました。



道がきれいに舗装され、生活環境が改善しました。

#### (1) まちをきれいにする

汚水を水路や河川に直接流さず下水道管に流すことで、悪臭や害虫が発生することを防ぎ、まちがきれいに保たれます。

#### (2) まちを浸水から守る

住宅敷地や道路など市内に降った雨水を雨水管に集めて、海や河川にすみやかに流すことで、まちを浸水から守ります。

### (3) 環境を守る

下水道管で集めた汚水を、終末処理場（以下「処理場」という。）で浄化してから海や河川へ放流することで、環境保全につながります。

## 3 下水道事業の課題

2019（令和元）年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行したことで「経営の見える化」がなされました。財務諸表で経営状態を客観的に把握できるようになったほか、将来の収支計画をより具体的に見込むことが可能になり、課題も見えるようになりました。

### (1)老朽化に伴う改築・更新の増大

これまで整備してきた下水道施設や設備機器等について、耐用年数（法律で決められた使用期間）による更新時期や資産価値が把握できるようになりました。

現在、本市が保有している施設等の多くは、耐用年数以内ですが、建設拡充期であった昭和後期から平成初期までにほとんどの施設等を整備してきたことから、今後 10～20 年のうちに多くの施設等が耐用年数を経過し、老朽化が深刻な問題となります。これに伴い、大規模な改築や更新を行う長寿命化対策等が見込まれています。

### (2)使用料収入の減少

本市に限らず、少子化等により将来の人口は減少することが予測されています。また、節水機器等の普及も進んでおり、上水道の使用水量によって下水道使用料（以下「使用料」という。）を決定し徴収している下水道事業においては、使用水量の減少は収入の減少に直結する課題となっています。



## I 使用料について

### 1 独立採算制の原則

下水道事業は、水道事業や病院事業などとともに、地方財政法上の公営企業として位置付けられており、使用者から徴収した使用料で経費を賄い経営を行う、独立採算制をとることが原則となっています。

また、地方公営企業法第 21 条では、料金は妥当で適正な原価とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないと定められており、下水道法第 20 条では、使用料は下水道の使用者に費用を公平に負担していただき、適正な原価の範囲内で定めることとされています。

### 2 雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業で発生する経費については、雨水に係る経費は一般会計繰入金などの公費、汚水に係る経費は私費である使用料を充てるという原則があり、これを「雨水公費・汚水私費の原則」といいます。

#### (1)雨水の処理に係る経費

雨水は自然現象によるもので原因者が特定できないこと、また雨水を排除することによって浸水を防ぐなど、市民全体に等しく利益があることから、市税である一般会計繰入金などで負担することとなっています。

#### (2)汚水の処理に係る経費

汚水は原因者を特定でき、汚水の排除によって得られる利益は使用者が快適で衛生的な生活を送れるようになるという点で、受益の範囲は限定されます。このことから、汚水の排除に係る経費については、使用者から徴収した使用料で負担することとなっています。ただし、汚水の中でも不明水の処理に関する経費や分流式下水道等に要する経費などは、整備により多くの市民に利益が発生するという下水道の公共的役割を考慮して、公費負担とされています。

### 3 使用料体系の考え方

本市の使用料体系は、二部使用料制（基本料金制と従量使用料制）と累進使用料制を組み合わせた制度を採用しています。

#### (1)基本使用料

使用水量の有無に関わらず下水道の使用者全員に一律で賦課されています。これによって、使用料で賄わなければならない費用のうち、固定費と呼ばれる維持管理のために必要な光熱水費等に係る費用に充てることとされています。

#### (2)従量料金、累進料金

使用水量に応じて単価を算定し賦課することで、「排出分だけ負担する」という点で、原則に従った合理的な料金徴収方法といえます。

使用料で賄わなければならない経費は固定費、需要家費、変動費とありますが、そのほとんどが固定費に分類されることから、本来であれば基本使用料が高くなります。しかしながらそれでは少量使用者の負担が大きくなるため、この部分に配慮して単価を決定しています。

排除汚水量	現行単価（税抜・円）
8 m <sup>3</sup> までの分	566
8 m <sup>3</sup> を超え 15 m <sup>3</sup> までの分	87
15 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分	91
20 m <sup>3</sup> を超え 25 m <sup>3</sup> までの分	110
25 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> までの分	119
30 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> までの分	122
40 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> までの分	132
50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分	145
100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> までの分	163
500 m <sup>3</sup> を超え 5,000 m <sup>3</sup> までの分	189
5,000 m <sup>3</sup> を超え 10,000 m <sup>3</sup> までの分	199
10,000 m <sup>3</sup> を超える分	243

従量料金  
量により賦課

基本使用料

累進料金  
量の増に伴い  
単価が高くなる

## II 使用料改定の必要性

### 1 2020（令和2）年度の経営指標からみる現状

2020（令和2）年度の本市下水道事業の経営指標と同規模経営環境である類似団体の経営指標は、以下のとおりです。

経営指標	逗子市	類似団体（令和元年度）※
(1)経常収支比率	94.94%	106.32%
(2)累積欠損金比率	28.43%	1.35%
(3)経費回収率	72.53%	88.05%
(4)汚水処理原価	150.00 円	141.15 円

※類似団体とは、処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数等で区分したときに本市の経営と同規模である団体をいいます

#### (1)経常収支比率

100%を基準とし、単年度決算が赤字か黒字かを示しています。本市は 100%を下回っており、単年度赤字であることを示しています。

#### (2)累積欠損金比率

0%を基準とし、当年度の収入に対して前年度からの累積した欠損金がどのくらいあるかを示しています。0%に近づくほど累積欠損金が少ないことを示しますが、本市においては類似団体と比較して非常に大きな値となっていることから、補填のできない欠損金が積みあがっていることが分かります。

#### (3)経費回収率

100%を基準として、使用料で賄うべき経費をどの程度賄えているかを示しています。本市は 100%を下回っており、かつ類似団体の数値よりも低くなっていることから、類似団体以上に必要経費を使用料で賄えていないことが分かります。

#### (4)汚水処理原価

使用料収入の対象となる水量 1 m<sup>3</sup>あたりの経費（汚水を処理する費用）がいくらかかったかを示しています。いくらが妥当であるという明確な基準はありませんが、類似団体や近隣市町との比較によって適正化を図ることとされています。本市は、類似団体や同一の処理方式をとる県内自治体と比較して少し高くなっていますが、これは下水道事業への着手が早い  
ため、多くの施設を保有しており減価償却費が高額であることが影響しています。

以下は令和元年度の県内各市の経費回収率と汚水処理原価を示しています。

自治体	処理方式	経費回収率 (%)	汚水処理原価 (円)
逗子市(R2)	<b>単独</b>	72.53	150.00
横浜市	<b>単独</b>	132.55	110.43
川崎市	<b>単独</b>	122.47	121.25
相模原市	流域	107.10	110.17
横須賀市	<b>単独</b>	108.44	152.55
鎌倉市	<b>単独</b>	72.60	181.00
三浦市	<b>単独</b>	77.14	208.77
平塚市	流域	119.31	98.61
藤沢市	単独・流域	108.71	121.01
小田原市	単独・流域	97.00	173.72
茅ヶ崎市	単独・流域	118.97	94.76
秦野市	単独・流域	95.19	150.06
厚木市	流域	109.77	93.49
大和市	<b>単独</b>	90.08	131.28
伊勢原市	単独・流域	91.58	152.61
海老名市	流域	114.09	94.62
座間市	流域	112.49	124.79
綾瀬市	流域	77.63	151.68
南足柄市	流域	84.20	150.00
葉山町	<b>単独</b>	105.49	126.41

※「単独」とは、市が単独の下水処理場を保有し下水を処理する方式で、「流域」とは、県が保有する下水処理場でいくつかの自治体が下水を処理する方式です。

## 2 経営改善

経営改善を行うためには、支出の抑制と収入の増加に取り組むことが一般的です。これまで、本市では下記(1)、(2)に取り組み経営改善に努めてきましたが、令和2年度の経営指標から読み取れる本市の状況を踏まえ、市としてより一層の経営努力を行っていきます。

### (1)支出の抑制

建設拡充期に借入れた起債の多くが償還できていることから、類似団体と比較して支出は抑えられていました。しかし、令和元年度に地方公営企業法を適用したことにより固定資産の管理も行うようになったことで費用化することとなった減価償却費が多額となっており、支出額が増加しています。減価償却費は今後も継続して発生する費用であり、抑制することはできないため、処理場の包括委託による民間技術活用により職員数の削減を図ることや、機器更新時に省エネ機器を導入するなどして支出の抑制に努めています。

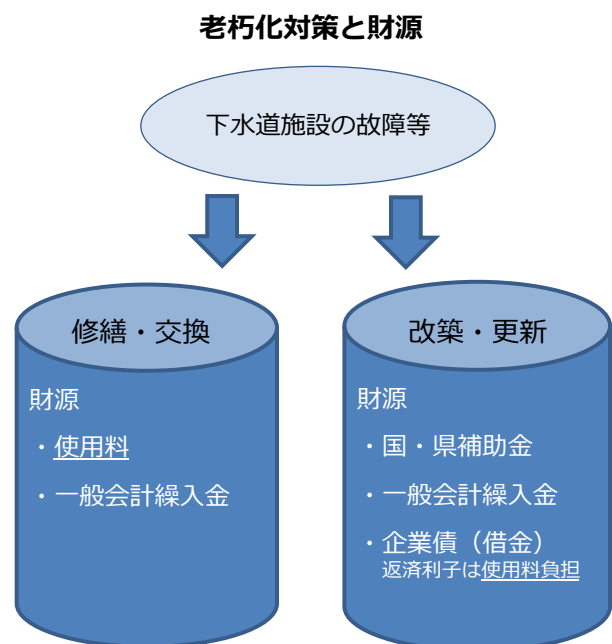
### (2)収入の増加

適正な一般会計繰入金の確保に努めるほか、工事の際に発生する鉄くずや使用済みのマンホール蓋の売却等により、使用料以外の収入確保にも努めています。しかし、これらの収入による経営改善には限界があります。

### (3)使用料の改定

本市の下水道事業にかかる保有施設は昭和後期から平成初期にかけて取得したものが多く、これまでは大半が耐用年数以内であったため、想定外の大規模な修繕等が少ない状況下で維持管理を行ってきました。

今後は、施設の老朽化が進む中、現状の最低限の維持管理に加え、耐用年数を超えた施設の突発的な不具合により修繕等が必要



になることが想定されますが、欠損金の累積により経営に余裕がない状態であることから、緊急を要する修繕等に対応できなくなるリスクがあります。また、このまま経営改善を行わないと欠損金が毎年累積していくことから、10年後には老朽化対策での支出も加わり、2020（令和2）年度の約4.3倍の欠損金が累積することが予測されます。

その結果、下水道事業として健全な経営が成り立たなくなり、仮に下水道管が破損してしまった場合は修繕ができず、長期間にわたり下水道の使用ができなくなるなど、使用者の生活に支障が出ることが懸念されます。

本市では、2005（平成17）年度以降使用料改定を行ってきませんでした。厳しい経営状況を改善するためには、使用料を改定する必要があります。

### Ⅲ 今回の改定の基本的方針

今回の使用料改定にあたり、次の課題解決を基本方針として位置付けています。

#### 1 老朽化対策

本市においては、処理場をはじめとする施設等の老朽化が進んでおり、破損や故障等の不具合が発生しています。現在は最低限の修繕・補修を行いながら運営をしていますが、今後は突発的な不具合の発生が増加することが予測されることから、維持管理費や改築更新費用の増額を見込む必要があります。それに対し、将来の推計人口の減少に伴って使用料収入は減少していくため、現状の使用料では老朽化への対策ができなくなります。

#### 2 赤字解消

本市の下水道事業は、2019（平成31）年4月1日から地方公営企業法を適用し、官庁会計から企業会計へ移行しましたがそれにより約1億3,000万円の赤字が顕在化しました。赤字がある状態では健全な経営であるとは言えず、想定されていない突発的な不具合への対応力が乏しいことや、計画している業務を遂行できなくなることから、赤字の解消が必要です。

本市の1m<sup>3</sup>あたりの使用料単価（使用料収入÷年間有収水量）は、右記のとおり近隣市町や類似団体と比較して低く、国が示す150円という基準からも大きく下回っています。また、2025（令和7）年度以降、国の交付金を受けるためには、少なくとも5年に1回の頻度で使用料改定の必要性に関する検証を

2019（令和元）年度使用料単価

自治体	単価（円）
逗子市(R2)	108.79
横浜市	146.37
川崎市	148.50
相模原市	117.98
横須賀市	165.42
鎌倉市	131.50
三浦市	161.04
平塚市	117.65
藤沢市	131.56
小田原市	168.51
茅ヶ崎市	112.74
秦野市	142.85
厚木市	102.63
大和市	118.27
伊勢原市	139.76
海老名市	107.96
座間市	140.39
綾瀬市	117.75
南足柄市	126.29
葉山町	133.34
類似団体	132.94

行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定しその結果を公表することが条件になります。今後、国の交付金を受けることを念頭に置き、国が示す使用料単価に近づけ適正な水準に見直していく必要があります。

なお、今回の使用料改定の検討にあたっては、財政計画を10年間としていますが、経営改善の状態を把握し、安定的な経営を目指すため、3～5年ごとに社会経済情勢を考慮の上、使用料が適正であるかの見直しを含めて検討するなど、適切に運用していきます。

また、見直しに当たっては、生活困窮を示す指標について継続的にモニタリングを行い、状況が悪化した際には適切に対応します。



## IV 使用料改定による効果

下水道は、市民生活を支えるインフラであり、問題なく使用できる状態を安定的に維持し続けることが重要です。

使用料改定を行うことで、単年度決算は赤字から黒字になる見込みです。これにより累積欠損金が減少し、将来的には利益剰余金が発生することで、突発的な不具合にも対応できるだけでなく、将来の施設更新に向けた資金を準備することができるなど健全な経営を行えるようになります。

また、使用料収入の増加により、過去に予算の都合上実施できずに積み残されていた修繕・補修等を実施することができるほか、処理場内の機器等の故障や破損、管渠の詰まり、マンホール蓋のがたつき等これまでは事後対応となっていたものについて、予防保全的な補修や交換を行うことができるようになります。さらには、利益を積み立てることで、建設改良費に充てるなど将来にわたり安定的な事業運営が可能となります。

＜処理場・ポンプ場維持管理実績＞ ※当初予算（H30、R1）のうち各1件を翌年度へ見送り

	平成30年度		令和元年度(決算)		令和2年度(決算)		令和3年度(予算)	
	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
計画	45,856	5	34,308	5	129,330	25	113,486	15
当初予算	22,113	2	24,141	4	65,522	10	113,486	15
執行	29,386	8	28,882	10	68,088	25	—	—

処理場・ポンプ場の機器等の修理、交換など

＜管渠維持管理実績＞ ※R2の当初予算-執行のうち2,658千円は処理場の緊急工事の財源として使用

	平成30年度		令和元年度(決算)		令和2年度(決算)		令和3年度(予算)	
	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
計画	31,655	112	32,569	114	30,828	100	30,828	100
当初予算	31,590	112	31,590	114	30,828	100	30,828	100
執行	31,579	107	31,061	84	25,702	73	—	—

管渠の清掃や古くなったマンホール蓋の交換など

## V 使用料改定案の内容

### 1 改定案（1か月）

排除汚水量	変更後（税抜・円）
8 m <sup>3</sup> までの分	679
8 m <sup>3</sup> を超え 15 m <sup>3</sup> までの分	104
15 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分	109
20 m <sup>3</sup> を超え 25 m <sup>3</sup> までの分	132
25 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> までの分	150
30 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> までの分	154
40 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> までの分	185
50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分	203
100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> までの分	229
500 m <sup>3</sup> を超え 5,000 m <sup>3</sup> までの分	266
5,000 m <sup>3</sup> を超え 10,000 m <sup>3</sup> までの分	281
10,000 m <sup>3</sup> を超える分	343

### 2 財政計画期間

経営戦略に基づいた10年間の収支計画（2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）

### 3 改定実施時期

2022（令和4）年7月1日

ただし、改定時期についてはコロナ禍における社会経済情勢を十分配慮の上、最終決定を行います。

#### 4 平均改定率

25.59%

ただし、市民生活への負担軽減に配慮し使用者の多くが該当する 25 m<sup>3</sup>までは、改定率を20%以内に抑えています。

※令和2年度の使用水量件数割合

1 か月当たりの排除汚水量	件数割合(%)
8 m <sup>3</sup> までの分	24.547
8 m <sup>3</sup> を超え 15 m <sup>3</sup> までの分	23.233
15 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分	17.026
20 m <sup>3</sup> を超え 25 m <sup>3</sup> までの分	13.846
25 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> までの分	9.076
30 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> までの分	8.395
40 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> までの分	2.329
50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分	1.128
100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> までの分	0.325
500 m <sup>3</sup> を超え 5,000 m <sup>3</sup> までの分	0.092
5,000 m <sup>3</sup> を超え 10,000 m <sup>3</sup> までの分	0.002
10,000 m <sup>3</sup> を超える分	0.001

全体の約8割  
(使用者のほとんどが該当)

## VI 使用料改定新旧比較表（1か月）

排除汚水量	現行単価 (税抜・円)	改定後 (税抜・円)	差額 (税抜・円)	改定率 (%)
8 m <sup>3</sup> までの分	566	679	113	19.96
8 m <sup>3</sup> を超え 15 m <sup>3</sup> までの分	87	104	17	19.54
15 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分	91	109	18	19.78
20 m <sup>3</sup> を超え 25 m <sup>3</sup> までの分	110	132	22	20.00
25 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> までの分	119	150	31	26.05
30 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> までの分	122	154	32	26.23
40 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> までの分	132	185	53	40.15
50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分	145	203	58	40.00
100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> までの分	163	229	66	40.49
500 m <sup>3</sup> を超え 5,000 m <sup>3</sup> までの分	189	266	77	40.74
5,000 m <sup>3</sup> を超え 10,000 m <sup>3</sup> までの分	199	281	82	41.21
10,000 m <sup>3</sup> を超える分	243	343	100	41.15

1 か月あたりの使用料（実際の支払額は2か月に一度）

1 か月水量	現行(税込・円)	改定後(税込・円)	差引額(円)	上昇率(%)
8 m <sup>3</sup> まで	622	746	124	19.94
20 m <sup>3</sup>	1,793	2,147	354	19.74
35 m <sup>3</sup>	3,723	4,545	822	22.08
50 m <sup>3</sup>	5,846	7,427	1,581	27.04
100 m <sup>3</sup>	13,821	18,592	4,771	34.52
1,000 m <sup>3</sup>	189,491	265,652	76,161	40.19
10,000 m <sup>3</sup>	2,115,591	2,981,552	865,961	40.93

※平均的な使用量：1 か月 20 m<sup>3</sup>

## Ⅶ 下水道事業会計収支計画

項目		年度	令和元(決算)	令和2(決算)	令和3(予算)	令和4(予測)	令和5(予測)	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		895,631	852,146	772,020	890,774	931,296	
	(1) 料金収入		639,220	703,940	643,604	762,358	802,880	
	(2) その他		256,411	148,206	128,416	128,416	128,416	
	2. 営業外収益		973,740	1,126,997	911,951	872,602	873,977	
	(1) 補助金		17,428	393,139	379,951	395,785	411,015	
	(2) 長期前受金戻入		955,784	732,799	531,078	475,817	461,962	
	(3) その他		528	1,059	922	1,000	1,000	
	収入計 (B)		1,869,371	1,979,143	1,683,971	1,763,376	1,805,273	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用		1,941,686	2,030,091	1,757,566	1,729,026	1,686,948
		(1) 職員給与費		45,369	45,486	46,451	73,670	73,670
		(2) 経費		566,906	608,173	633,254	636,767	618,248
		(3) 減価償却費		1,325,473	1,330,666	1,077,555	998,587	975,027
		(4) 資産減耗費		3,938	45,766	306	20,000	20,000
2. 営業外費用			61,430	54,642	42,325	32,271	26,863	
(1) 支払利息			54,679	42,865	33,561	23,507	18,099	
(2) その他			6,751	11,777	8,764	8,764	8,764	
支出計 (C)			2,003,116	2,084,733	1,799,891	1,761,297	1,713,811	
経常損益 (B)-(C) (D)			△ 133,745	△ 105,590	△ 115,920	2,079	91,462	
特別利益 (E)		0	0	0	0	0		
特別損失 (F)		2,891	0	0	0	0		
特別損益 (E)-(F) (G)		△ 2,891	0	0	0	0		
当年度純利益 (又は純損失) (D)+(E) (H)		△ 136,636	△ 105,590	△ 115,920	2,079	91,462		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		0	△ 242,226	△ 358,146	△ 356,067	△ 264,605		
資 本 的 収 入	1. 企業債		76,933	63,900	366,220	650,000	442,250	
	2. 他会計補助金		293,216	57,799	76,064	60,230	45,000	
	3. 国(都道府県)補助金		99,097	150,292	224,276	662,000	423,250	
	計 (A)		469,246	271,991	666,560	1,372,230	910,500	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		61,133	0	0	0	0	
	純計 (A)-(B) (C)		408,113	271,991	666,560	1,372,230	910,500	
	資 本 的 支 出	1. 建設改良費		216,347	449,040	635,315	1,426,978	987,176
		うち職員給与費		18,698	30,586	39,280	57,978	76,676
		2. 企業債償還金		453,894	433,864	418,119	350,385	283,590
		3. その他		0	745	18,014	18,014	18,014
計 (D)		670,241	883,649	1,071,448	1,795,377	1,288,780		
補填財源		収入額が支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	262,128	611,658	404,888	423,147	378,280	
支 源	1. 損益勘定留保資金		161,464	399,297	373,296	382,633	309,550	
	2. その他		31,064	22,561	31,592	40,514	68,730	
	計 (F)		192,528	421,858	404,888	423,147	378,280	
補填財源不足額 (E)-(F)		69,600	189,800	0	0	0		

(単位：千円)

令和6（予測）	令和7（予測）	令和8（予測）	令和9（予測）	令和10（予測）	令和11（予測）	令和12（予測）
929,086	926,876	924,666	922,456	920,246	918,036	915,826
800,670	798,460	796,250	794,040	791,830	789,620	787,410
128,416	128,416	128,416	128,416	128,416	128,416	128,416
856,125	822,173	823,880	835,120	837,778	848,886	842,224
426,015	401,015	409,015	418,015	411,015	426,015	426,015
429,110	420,158	413,865	416,105	425,763	421,871	415,209
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,785,211	1,749,049	1,748,546	1,757,576	1,758,024	1,766,922	1,758,050
1,657,100	1,647,406	1,635,096	1,654,028	1,667,256	1,659,017	1,667,642
73,670	73,670	73,670	73,670	73,670	73,670	73,670
636,767	636,767	636,767	655,285	655,285	655,285	673,804
926,661	916,967	904,657	905,070	918,298	910,059	900,166
20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
23,625	21,783	20,732	20,708	21,106	21,655	22,536
14,861	13,019	11,968	11,944	12,342	12,891	13,772
8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764
1,680,725	1,669,189	1,655,828	1,674,736	1,688,362	1,680,671	1,690,178
104,486	79,860	92,718	82,840	69,662	86,251	67,872
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
104,486	79,860	92,718	82,840	69,662	86,251	67,872
△ 160,119	△ 80,259	12,458	95,299	164,961	251,212	319,083
608,000	666,750	1,320,000	1,328,000	1,180,500	1,431,750	1,532,500
30,000	55,000	47,000	38,000	45,000	30,000	30,000
593,000	666,750	1,312,000	1,303,000	1,170,500	1,406,750	1,507,500
1,231,000	1,388,500	2,679,000	2,669,000	2,396,000	2,868,500	3,070,000
0	0	0	0	0	0	0
1,231,000	1,388,500	2,679,000	2,669,000	2,396,000	2,868,500	3,070,000
1,326,374	1,502,572	2,811,770	2,820,468	2,566,166	3,038,666	3,240,166
95,374	114,072	132,770	151,468	170,166	170,166	170,166
259,572	255,678	281,250	295,267	294,136	337,127	424,009
18,014	18,014	18,014	18,014	18,014	18,014	18,014
1,603,960	1,776,264	3,111,034	3,133,749	2,878,316	3,393,807	3,682,189
372,960	387,764	432,034	464,749	482,316	525,307	612,189
329,483	327,777	364,644	339,492	354,545	409,917	476,506
43,477	59,987	67,390	125,257	127,771	115,390	135,683
372,960	387,764	432,034	464,749	482,316	525,307	612,189
0	0	0	0	0	0	0

## Ⅷ 建設改良費の年度別事業費

工事内容		年度	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	
長 寿 命 化 対 策	ストックマネジメント計画策定業務						30,000	
	管路	点検・調査業務	25,206	10,450		50,000	50,000	
		実施設計業務		3,850			25,000	
		ストックマネジメント工事			21,000	13,000	19,000	
	小計		25,206	14,300	21,000	63,000	124,000	
	処理場	実施設計業務(機械・電気・建築)		27,838	12,100		107,000	
		3系最初沈殿池汚泥掻寄機改築工事			72,284	231,380		
		屋上防水等工事		20,422	214,688			
		水・汚泥処理設備改築工事				200,000	1,070,000	
		ストックマネジメント工事						631,500
小計		48,260	299,072	431,380	1,177,000	631,500		
地 震 対 策	総合地震対策計画策定業務				23,000			
	管路	管路施設耐震性能詳細診断業務				34,000		
		耐震化実施設計業務					30,000	
		耐震化工事						
		地震対策工事(マンホールトイレ)	16,306	12,053	35,000	20,000	20,000	
	小計		16,306	12,053	58,000	54,000	50,000	
	ポンプ場	新宿 耐震化実施設計業務						
		小坪 耐震化実施設計業務						
		新宿 耐震化工事						
		小坪 耐震化工事						
	処理場	流入渠・放流渠耐震補強工事		107,845				
		1. 2系耐震化工事						
	小計		107,845	0	0	0	0	
合 流 策 改 善	管路	逗子第5分区雨水渠整備工事	53,798	24,861	50,000	50,000	50,000	
		水道・ガス管移設			5,000	5,000	5,000	
	小計		53,798	24,861	55,000	55,000	55,000	
再 整 備	処理場	基本構想策定業務		7,700	25,000			
		その他関連検討業務				20,000		
		基本設計業務					50,000	
		詳細設計業務						
		再整備工事						
小計		0	7,700	25,000	20,000	50,000		
そ の 他	全体計画	下水道事業計画変更業務(2021-2028)		6,600				
		〃 (2028-2033)						
小計		0	6,600	0	0	0		
事業費 合計			251,415	364,586	590,380	1,369,000	910,500	
内 訳	国費		96,869	146,846	249,040	657,000	418,250	
	県費		2,228	3,198	8,750	5,000	5,000	
	起債		139,100	200,000	303,590	650,000	442,250	
	市費(一般財源)		13,218	14,542	29,000	57,000	45,000	

[注]2019(令和元)年度及び2020(令和2)年度は、工事の繰越や起債の借入未了分等を含む。



(単位：千円)

2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
				30,000		
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
455,000	455,000	455,000	455,000	485,000	455,000	455,000
28,000		49,000	51,000	78,000		
438,000	643,500	831,000	825,000	213,000	733,500	885,000
466,000	643,500	880,000	876,000	291,000	733,500	885,000
		34,000				
			30,000			
185,000	185,000	185,000	185,000	525,000	525,000	525,000
20,000						
205,000	185,000	219,000	215,000	525,000	525,000	525,000
		20,000				
			20,000			
			40,000			
				40,000		
					(100,000)	(100,000)
0	0	20,000	60,000	40,000	100,000	100,000
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
	50,000					
50,000		50,000				50,000
		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
50,000	50,000	1,050,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,050,000
			8,000			
0	0	0	8,000	0	0	0
1,231,000	1,388,500	2,679,000	2,669,000	2,396,000	2,868,500	3,070,000
588,000	666,750	1,312,000	1,303,000	1,170,500	1,406,750	1,507,500
5,000	0	0	0	0	0	0
608,000	666,750	1,320,000	1,328,000	1,180,500	1,431,750	1,532,500
30,000	55,000	47,000	38,000	45,000	30,000	30,000

## IX 県内各市の使用料改定状況

自治体	前回改正年月日	前回 平均改定率	次回改定予定 年月日
逗子市	2005(平成17).4.1	14.47%	2022(令和4).7.1
横浜市	2001(平成13).4.1	9.90%	無
川崎市	2004(平成16).4.1	8.70%	無
相模原市	2013(平成25).4.1	10.40%	無
横須賀市	2014(平成26).10.1	10.00%	無
鎌倉市	2012(平成24).4.1	10.00%	2023(令和5).4.1
三浦市	2015(平成27).10.1	16.00%	2022(令和4)年度中
平塚市	2008(平成20).4.1	13.42%	無
藤沢市	2017(平成29).4.1	4.80%	無
小田原市	2014(平成26).10.1	9.24%	無
茅ヶ崎市	2005(平成17).4.1	12.00%	無
秦野市	2017(平成29).4.1	5.00%	2023(令和5).4.1
厚木市	2014(平成26).4.1	9.92%	無
大和市	2018(平成30).4.1	12.74%	検討中
伊勢原市	2018(平成30).4.1	4.80%	無
海老名市	2008(平成20).10.1	8.20%	2022(令和4).4.1
座間市	2019(平成31).4.1	9.81%	無
綾瀬市	2019(令和元).7.1	9.29%	2023(令和5).4.1
南足柄市	2016(平成28).4.1	16.30%	準備中(時期検討中)
葉山町	1998(平成10).9.1	—	無

※葉山町は参考

# X 県内各市の使用料単価表

(単位：m<sup>3</sup>、円) ※葉山町は参考

自治体 区分	逗子市 (現行)	逗子市 (改定後)	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	鎌倉市	三浦市	平塚市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	綾瀬市	南足柄市	葉山町
0～4	566	679	630	660	686	971	776	1,006	662	699	905	616	365	703	675	821	649	895	665	674	640
5～8															110						
9～10	87	104	20	10	95	125	106	165	99	102	41	91	120	91	112	110	82	125	113	27	100
11～15			118	128																	
16～20	91	109	234	242	126	184	139	225	102	167	203	131	210	99	139	144	94	160	155	115	210
21～25	110	132																			
26～30	119	150	234	242	126	184	139	225	102	167	203	131	210	99	139	144	94	160	155	115	210
31～40	122	154																			
41～50	132	185	234	242	126	184	139	225	102	167	203	131	210	99	139	144	94	160	155	115	210
51～60	145	203																			
61～75			299	364	168	345	214	331	122	239	163	270	118	188	211	118	195	180	141	290	
76～100	145	203																			264
101～200	163	229	341	393	200	267	168	281	202	139	249	243	130	215	243	130	215	219	154	350	
201～300			341																		393
301～500	189	266	416	422	431	325	379	185	323	244	229	280	156	265	143	230	161	228	165	360	
501～600																					389
601～1000	189	266	416	422	431	325	379	185	323	244	229	280	156	265	143	230	161	228	165	360	
1001～2000																					389
2001～3000	199	281	416	422	431	325	379	185	323	244	229	280	156	265	143	230	161	228	165	360	
3001～5000																					416
5001～10000	199	281	472	475	237	431	325	379	185	323	244	229	280	156	265	143	230	228	165	360	
10001～15000	281	472																			431
15001～20000	243	343	472	475	237	431	325	379	185	323	244	229	280	156	265	143	230	228	165	360	
20001～25000																					472
25001～30000	243	343	472	475	237	431	325	379	185	323	244	229	280	156	265	143	230	228	165	360	
30001～																					472

## XI 県内各市の公共下水道使用料比較表（2か月あたり）

順位	排水量 16m <sup>3</sup>		順位	排水量 40m <sup>3</sup>		順位	排水量 50m <sup>3</sup>		順位	排水量 100m <sup>3</sup>		順位	排水量 200m <sup>3</sup>	
	都市名			都市名			都市名			都市名			都市名	
1	三浦市	2,213	1	三浦市	5,843	1	三浦市	7,922	1	三浦市	20,671	1	三浦市	54,441
2	横須賀市	2,136	2	小田原市	5,274	2	小田原市	7,122	2	川崎市	18,568	2	川崎市	51,898
3	小田原市	1,992	3	座間市	5,268	3	座間市	6,808	3	横浜市	18,172	3	横浜市	47,212
4	座間市	1,968	4	秦野市	4,938	4	秦野市	6,698	4	小田原市	17,902	4	秦野市	46,024
5	伊勢原市	1,806	5	横須賀市	4,886	5	横須賀市	6,261	5	秦野市	17,698	5	横須賀市	44,981
6	秦野市	1,770	6	伊勢原市	4,710	6	伊勢原市	6,184	6	横須賀市	16,381	6	小田原市	43,092
7	鎌倉市	1,707	7	鎌倉市	4,604	7	川崎市	6,116	7	座間市	15,388		改定後	37,184
8	厚木市	1,546	8	大和市	4,584	8	鎌倉市	5,979		改定後	14,854	7	藤沢市	36,438
9	藤沢市	1,537	9	綾瀬市	4,578	9	横浜市	5,973	8	藤沢市	14,768	8	座間市	34,308
10	相模原市	1,509	10	藤沢市	4,406	10	大和市	5,959	9	綾瀬市	14,148	9	綾瀬市	32,518
	改定後	1,493	11	川崎市	4,312	11	綾瀬市	5,953	10	伊勢原市	14,016	10	伊勢原市	31,616
11	大和市	1,485		改定後	4,294	12	藤沢市	5,913	11	大和市	13,604	11	鎌倉市	31,400
12	南足柄市	1,482	12	相模原市	4,072		改定後	5,746	12	鎌倉市	13,470	12	大和市	31,094
13	綾瀬市	1,463	13	横浜市	4,070	13	相模原市	5,348	13	茅ヶ崎市	12,403	13	茅ヶ崎市	29,013
14	平塚市	1,456	13	平塚市	4,070	14	茅ヶ崎市	5,198	14	相模原市	12,168	14	相模原市	28,998
15	川崎市	1,452	15	厚木市	3,949	15	平塚市	5,159	15	逗子市	11,693	15	逗子市	27,643
16	海老名市	1,427	16	茅ヶ崎市	3,757	16	厚木市	4,972	16	南足柄市	11,017	16	南足柄市	25,097
17	横浜市	1,386	17	海老名市	3,592	17	逗子市	4,796	17	平塚市	10,769	17	平塚市	23,749
18	茅ヶ崎市	1,355	18	逗子市	3,586	18	南足柄市	4,758	18	厚木市	10,351	18	厚木市	22,341
19	逗子市	1,245	19	南足柄市	3,559	19	海老名市	4,494	19	海老名市	9,532	19	海老名市	21,192
参考	葉山町	1,408	参考	葉山町	4,488	参考	葉山町	6,358	参考	葉山町	17,468	参考	葉山町	44,968

2020（令和2）年4月現在

（税込・単位：円）

順位	排水量 都市名	600m <sup>3</sup>	順位	排水量 都市名	1,000m <sup>3</sup>	順位	排水量 都市名	2,000m <sup>3</sup>	順位	排水量 都市名	10,000m <sup>3</sup>	順位	排水量 都市名	20,000m <sup>3</sup>
1	川崎市	218,438	1	川崎市	391,358	1	川崎市	849,178	1	横浜市	4,796,352	1	横浜市	9,988,352
2	三浦市	205,361	2	三浦市	372,121	2	横須賀市	822,681	2	川崎市	4,721,178	2	川崎市	9,946,178
3	横須賀市	196,781	3	横須賀市	348,581	3	三浦市	789,021	3	横須賀市	4,615,481	3	横須賀市	9,356,481
4	横浜市	188,012	4	横浜市	338,052	4	横浜市	765,952	4	三浦市	4,124,221	4	三浦市	8,293,221
5	秦野市	164,824	5	秦野市	283,624	5	秦野市	591,624	5	藤沢市	3,416,738	5	藤沢市	7,420,738
6	小田原市	147,372	6	藤沢市	265,238	6	藤沢市	574,338	6	鎌倉市	3,396,740	6	鎌倉市	6,971,740
7	藤沢市	141,598	7	小田原市	251,652	7	鎌倉市	536,740	7	秦野市	3,099,624	7	秦野市	6,289,624
	改定後	137,944	8	鎌倉市	243,040		改定後	531,304		改定後	2,872,104		改定後	5,963,104
8	鎌倉市	125,560		改定後	238,704	8	小田原市	512,352	8	伊勢原市	2,830,676	8	伊勢原市	5,954,676
9	伊勢原市	124,456	9	伊勢原市	231,376	9	伊勢原市	498,676	9	大和市	2,808,374	9	大和市	5,712,374
10	座間市	120,108	10	座間市	214,708	10	大和市	485,174	10	小田原市	2,659,552	10	小田原市	5,376,552
11	大和市	116,674	11	大和市	211,274	11	座間市	451,208	11	相模原市	2,496,518	11	座間市	5,335,208
12	綾瀬市	111,718	12	綾瀬市	201,038	12	綾瀬市	441,938	12	座間市	2,475,208	12	茅ヶ崎市	5,232,013
13	相模原市	102,918	13	相模原市	190,918	13	茅ヶ崎市	411,813	13	綾瀬市	2,448,338	13	相模原市	5,103,518
14	茅ヶ崎市	100,733	14	茅ヶ崎市	189,613	14	相模原市	410,918	14	茅ヶ崎市	2,427,013	14	綾瀬市	4,956,338
15	逗子市	99,363	15	逗子市	171,083	15	逗子市	378,983	15	逗子市	2,042,183	15	平塚市	4,480,949
16	南足柄市	87,137	16	南足柄市	149,177	16	平塚市	331,749	16	平塚市	2,038,949	16	逗子市	4,231,183
17	平塚市	80,949	17	平塚市	146,949	17	南足柄市	318,577	17	南足柄市	1,735,377	17	厚木市	3,663,121
18	厚木市	74,261	18	厚木市	135,421	18	厚木市	288,321	18	厚木市	1,661,121	18	南足柄市	3,550,377
19	海老名市	73,112	19	海老名市	130,312	19	海老名市	273,312	19	海老名市	1,531,712	19	海老名市	3,236,712
参考	葉山町	181,368	参考	葉山町	330,968	参考	葉山町	715,968	参考	葉山町	3,883,968	参考	葉山町	7,843,968

## 下水道使用料改定に関するパブリックコメント等の実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。  
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

### 1.パブリックコメントについて

(1)意見募集の期間 2021年(令和3年)8月13日(金)～10月21日(木)

(2)意見の数 23件

(3)意見提出人数 2人(郵送1人、持参1人 / 個人2人)

### (4)市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	5件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	9件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	1件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	8件
合計		23件

### (5)意見の内容と市の対応

整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
1	赤字が顕著化した理由をわかりやすく詳細に明記するか、「下水道使用料改定」の参照すべきページを記載してください。	□	1件	「下水道使用料改定 持続可能な下水道事業経営を行うために」(以下「資料」という。)の9ページに、赤字解消の経緯について記載しています。 本市においては、公営企業会計移行前から汚水処理経費の全額は使用料で賄えてなく一般会計からの繰入金で補填されていました。また、企業会計移行後に新たな費用として固定資産の減価償却費、除却費などの費用が加わったことから、一般会計からの繰入金だけでは補填しきれず、決算で赤字が顕在化したものです。
2	地方財政法、地方公営企業法、下水道法などの原理原則が記載されているが、今まで逗子市はこれらの法令を厳守していなかったのか？	◆	1件	本市の下水道事業は、地方財政法、地方公営企業法、下水道法等の関係法令等を遵守の上、運営しています。

3	資料7ページ「しかし、令和元年度に地方公営企業法を適用したことにより固定資産の管理も行うようになったことで費用化することとなった減価償却費が多額となっており、…」の説明だけでは理解できません。以前の管理方法を説明した後、新たに適用となった地方公営企業法での管理との比較表を掲載して下さい。	■	1件	本市が以前適用していた官庁会計は、現金主義で単式簿記であり、予算・決算は特別会計の歳入・歳出区分で管理し、会計上資産は管理していませんでした。 一方、公営企業会計の考え方は発生主義で複式簿記であり、予算・決算は企業会計の収益的、資本的収支に区分して管理します。また、新たに財務諸表として損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書など、資産管理として固定資産の登録・分類・管理が加わりました。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
4	資料7ページの図は現状を説明しているのか？改定後を説明しようとしているのか？現状を説明している図ならば、改定後の図も必要です。	▲	1件	資料7ページの図は、下水道施設が故障等をした場合の対応とその財源を示したものであり、使用料の改定前後で変わるものではありません。
5	9ページ「1 老朽化対策」に伴うアローダイヤグラムが示されていない。わかりやすく言えば「マンションの大規模修繕」と同様に実施時期を明らかにし、それに伴う費用の積み立てとして今回の使用料の改定を行うという説明はできないのか？	□	3件	今回の使用料改定は、基本的方針として老朽化対策及び単年度の赤字解消を目的に行うものであり、将来への積み立てを狙いとしているものではありませんが、2030年度(令和12年度)までに見込まれる収支や業務の概要、概算費用、財源は資料16.17ページの下水道事業会計収支計画と18.19ページの建設改良費の年度別事業費に記載しています。
6	全体として「使用料の改定」の説明に終始しているが、今後の補修改修にむけて必要な工事内容、工事日程、工事見込額を精査し具体的に年次ごとに算出し、現状との乖離を埋める方策及び目標達成時期をいかにすべきか市民に諮るべきである。			
7	説明として、2017年(平成29年)11月1日(土)に開催された市民説明会「緊急財政対策について」で席上配布された資料の「1 財政状況について」と「2 財政対策プログラムの基本的な考え方」を参考にして、もっと市民に分かり易い資料に改善してください。	■	1件	今後の参考とさせていただきます。
8	「赤字の顕著化」において、監査委員の指摘はあったが、「逗子市下水道事業運営審議会」での調査審議の過程では摘出されなかったのか？ そもそも「赤字の顕著化」に対する再発防止策が記載されていない。	■	1件	赤字は、公営企業会計に移行後初となる令和元年度決算で顕在化しました。これを受け、2020年(令和2年)7月に開催した逗子市下水道事業運営審議会において決算内容を説明しています。 健全な下水道事業の経営のためには、今後も3～5年ごとに社会経済情勢を考慮の上、使用料が適正であるかの見直しを含めて検討する等、適切に運用していくこととしています。
9	「下水道使用料改定」は市民意見聴取に供する資料であるところ、あなたも決定事項の如き表題であるうえ、市民意見聴取後の手続、日程も示さない。	■	1件	今後の参考とさせていただきます。
10	全住民に例外なく影響を及ぼす内容にもかかわらず極端に少ない参加(3回で延べ16名)状況での民意聴取を是とするのでは市民参加の体制づくりに過ぎず、説明会冒頭に時間短縮と称して終了予定を繰り上げようとし、担当者口頭説明では頻繁に「審議会了承済み」と発言するなど市民参加に対する意識が低いといわざるを得ない。 10月16日に説明会を実施後、わずか5日後に意見書提出期限を設定し何の疑問を持たない行政側の態度は住民参加の形骸化を如実に示すものである。	◆	2件	市民参加制度手続きとしては、下水道事業運営審議会での審議と、パブリックコメントを行うとともに、さらに補完するために市民説明会を開催しました。 市民説明会の開催に当たっては、当初8月21日及び9月5日を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け開催日を延期し、感染防止対策をとりながら10月9日及び16日に実施しました。この延期に伴い、パブリックコメントの意見募集の締め切りも9月16日から10月21日まで延長しました。 周知については、広報誌や市ホームページへの掲載、広報掲示板への掲示、住民自治協議会への説明を行いました。結果、市民説明会の参加者は合計17名に留まりました。

11	改定案8ページ5行目では「仮に下水道管破損して(略)長期間にわたり下水道の使用ができなくなる」などと脅迫的言辞を弄し有無を言わせない姿勢が顕著である。	◆	1件	本市の下水道管は、総延長約250kmのうち半数近くが2030年度(令和12年度)までに耐用年数の50年を超える状況となっています。 今後、突発的に管路等が破損等をした場合に赤字の経営状態では財源に余裕がなく対応力に乏しいことから、復旧に時間を要する場合等が懸念されているため、このような表現としています。
12	改定案7ページに「固定資産の(略)減価償却が多額となって(略)抑制できない」とあるが、対象資産の内訳も減価償却額の明細も示さない。	■	1件	対象となる固定資産の数量が多いことから、資料には資産ごとの詳細は記載していませんが、減価償却費の全体金額を16.17ページの下水道事業会計収支計画に記載しています。記載方法については、今後の参考とさせていただきます。
13	必要最小限資産以外の売却、他会計移管を検討すべき。 本年3月の「逗子市公共下水道事業経営戦略」25ページの(2)イでは「下水道用地の貸し出し」と記載し圧縮可能資産の存在を示唆する。	◆	1件	下水道事業においては、不要な資産は登録していません。 また、「下水道用地の貸し出し」は、逗子市公共下水道事業経営戦略の中で資産活用による収入増加の取り組みに関して、想定される例として記述しているものです。
14	7ページ(2)収入の増加の項では「適正な一般会計繰入金金の確保」とするが具体策が示されない。雨水や防災対策は一般会計で全額を賄うものであり厳密に算定し内訳を明確にする必要がある。	◆	1件	下水道使用料の算定に当たっては、雨水の処理に係る経費は「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき除外しており、公費である一般会計繰入金で賄っています。 下水道施設を維持するための防災対策については、下水道事業として取り組んでいます。
15	下水道普及率100%で新規建設の必要性がない本市こそが特殊な状況にあり、今後下水道の新規敷設による拡充を必要とする他自治体と同じ土俵で論ずるのは的外れである。 つまるところ、9ページ最終2行で「国の交付金を受けるためには(略)使用料改定の必要性に関する検証」とし「国が示す使用料単価に近づけ」を根拠とするに過ぎず、『単価150円ありき』の杜撰な計画である。	◆	1件	本市の現在の下水道使用料では、今後増加が予測される突発的な不具合等の老朽化への対応が困難になると考えられること、また、赤字の状態では想定されていない突発的な不具合への対応や計画している業務の遂行ができなくなる恐れがあり、その解消が必要であることから、今回、老朽化対策及び単年度の赤字解消を目的に改定を行うものです。 本市の下水道使用料の単価は、県内各市町や類似団体と比較して低く、国が示す150円という基準からも大きく下回っています。 また、2025年度(令和7年度)以降国の交付金を受けるためには、少なくとも5年に1度の頻度で使用料改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、その結果を広報することが条件になることから、今後も適正な水準に見直ししていくことが必要です。
16	改定案本文において収入支出の具体的内容について一言も触れていない。	□	1件	資料16.17ページの下水道事業会計収支計画、18.19ページの建設改良費の年度別事業費に記載しています。
17	2ページでは少子化による人口減少、節水機器の普及による収入の減少に言及するが具体的データを示さない。本市においての人口動態は短期的には減少傾向とは言い難く、近時の在宅での仕事の増加傾向はむしろ使用料の増大をもたらすものである。 下水使用料の動向は傾向を見定める期間が必要であり、短期的な料金改定は最小限に止めるべきである。	■	1件	「逗子市人口ビジョン」では、今後本市の人口減少はさらに進むものと推計しています。今後の使用料改定の必要性を検証するに当たっては、下水道事業の安定的な経営を目指し、3～5年ごとに社会経済情勢を考慮の上、使用料が適正であるかの見直しを含めて検討する等、適切に運用していくこととしています。



18	2ページ(1)老朽化に伴う改築・更新の増大の項では支出額について「大規模な改築や更新を行う長寿命化対策」を見込むとするが工事内容も工事時期も示さない。維持補修更新は中長期的な計画がある筈で、何ゆえに示せないのか不思議であり、何か不都合があるのかとの疑念が湧く。	■	1件	資料では個別の工事の内容は記載せず、資料18,19ページに老朽化に伴う改築・更新として建設改良費の年度別事業費を記載しています。
19	人口減少や節水機器の影響で料金収入が減るとの見解に反し2020年(令和2年)では収入額が前年比10%強の増加実績がある。 2020年(令和2年)の実績額を基に今後数年は人口増減なしと仮定すると減価償却額の減少と相まって違う様相を呈する。	◆	1件	本市の下水道事業は、公営企業会計に移行した2019年度(令和元年度)、2020年度(令和2年度)とも単年度で1億円を超える赤字となっており、早期の赤字解消を図るため下水道使用料の改定を行うものです。
20	支出における職員給与費では、収益的支出で令和4年に前年比1.586倍を計上し、資本的支出で2022年(令和4年)に前年比1.476倍、その後年々増加し2028年(令和10年)には令和3年比4.332倍にまで増加させる計画となっている。 実人員にすると現在人員の4倍程度の増加を見込むもので、妥当性に多大な疑問が生じ、経営努力のかけらも見えない。 工事の具体化と適正要員を見込み年次ごとに実人員で示すべきである。	■	1件	本市の下水道事業は2002年度(平成14年度)に普及率100%を達成した以後は、施設、設備の維持管理が主となり、最低限の人員配置で業務を行ってきました。 しかし、供用開始から50年近くが経過し、施設、設備の老朽化が顕著になっており、今後、管路や処理場の長寿命化対策、管路の地震対策及び処理場の再整備等の業務量の増加が予想されることから、人員増を見込んでいるものです。
21	不断の経営努力と市民や議会に対する十分な説明は不可欠である。契約方式の見直しやランニングコストの削減、発電、メタンガス利用など収入模索、流入量とコストの相関、市民ができる下水道負荷の軽減方法など市民に周知し、下水道事業の現状を認識できる環境を整えるべきである。	■	1件	処理場、ポンプ場の運営管理について、包括的民間委託により職員数の削減を図り、使用電力などの入札によりコストの縮減を図っています。 収益確保については、今後の参考とさせていただきます。
			23件	

2. 市民説明会

(1) 日時、場所

日時	場所	参加人数
2021年(令和3年)10月9日 9時半～11時	沼間小学校区コミュニティセンター	1人
2021年(令和3年)10月9日 14時半～16時	小坪小学校区コミュニティセンター	13人
2021年(令和3年)10月16日 13時半～15時	市役所 5階会議室	3人

(2) 意見の数 32件

(3) 意見等の内容と市の回答・考え方

整理番号	意見等の内容	市の回答・考え方
1	今後も定期的な改定があるのか。今回は平均25%値上げということだが、今後の展望はどうなっているのか。	健全な下水道事業の経営のためには、今後も3～5年ごとに社会経済情勢を考慮の上、使用料が適正であるかの見直しを含めて検討する等、適切に運用していくこととしています。
2	コロナ禍で在宅勤務の人が増え、水道使用料が増えたのではないかと。	2019年(令和元年)下半期と2020年(令和2年)下半期の下水道使用料を比較すると、平均で1.98%の増となっていますが、一時的なものと想定しています。
3	最近の逗子市の人口は増えているのではないかと。	「逗子市人口ビジョン」では、今後本市の人口減少はさらに進むものと推計しています。
4	収支の見積が短期的な視点のように思える。広域的な連携等いろんな選択肢を検討していないのか。	資料16.17ページの下水道事業会計収支計画に記載しているとおり、2030年度(令和12年度)までの10年間の収支計画としていますが、3～5年毎に実態に合わせて見直すこととしています。また、汚泥処理等の広域化について、神奈川県を中心に県内自治体との検討を進めています。
5	料金改定して赤字はなくなるのか。	資料16.17ページの下水道事業会計収支計画の(H)欄に記載しているとおり、2022年度(令和4年度)に単年度黒字となる見込みです。また、(I)欄に記載の累積欠損金は2026年度(令和8年度)に解消される見込みです。
6	地方公営企業法適用により赤字になったように見えるが、何もしなければ赤字にならなかったのか。	本市においては、公営企業会計移行前から汚水処理経費の全額は使用料で賄っておらず、一般会計からの繰入金で補填されていました。また、企業会計移行後に新たな費用として固定資産の減価償却費、除却費等の費用が加わったことから、一般会計からの繰入金だけでは補填しきれず、決算で赤字が顕在化したものです。

7	今までも下水道管の維持管理ができていたのだから、会計上は赤字であろうとできるのではないか。	本市の下水道事業は、2019年(平成31年)4月1日から地方公営企業法を適用し、官庁会計から企業会計へ移行しましたが、それにより約1億3,000万円の赤字が顕在化しました。赤字がある状態では健全な経営であるとは言えず、想定されていない突発的な不具合への対応力が乏しいことや、計画している業務を遂行できなくなることから、赤字の解消が必要です。
8	今後10年20年の間にどのような計画を行っていくのか開示すべきである。	2030年度(令和12年度)までに見込まれる収支や業務の概要、概算費用、財源は資料16.17ページの下水道事業会計収支計画と18.19ページの建設改良費の年度別事業費に記載しています。
9	コロナ禍でいきなり25%上げるというのは酷ではないか。毎年5%ずつ上げるとか方法はいろいろあるのではないか。	本市では2005年度(平成17年度)以降使用料改定を行っていないため、使用料の単価は県内各市町や類似団体と比較して低く、単年度決算は赤字となり、さらに累積欠損金が積みあがっている現状です。このような状態では、施設の老朽化等により今後増加が見込まれる突発的な不具合等の対応が困難になると予想されることから、速やかに単年度の赤字と累積欠損金の解消を図るため、今回の平均改定率としています。なお、本市の約8割の利用者にあたるボリュームゾーン(25㎡以下)では、改定率を20%以下に抑えています。
10	改定案によると今後余剰金が積みあがっていくようだが、将来的に工事を行う際に起債は発行しないのか。	資料18.19ページの建設改良費の年度別事業費の下段に記載している事業費の内訳、起債の額のとおり、今後も必要に応じて起債の借入をしていく予定です。
11	どこまで値上げすれば健全経営なのか。	「雨水公費・汚水私費の原則」から、汚水処理経費に係る経費回収率が100%以上が一つの目安となります。本市では、2020年度(令和2年度)では72.53%となっており、今回の改定後は約80%となる見込みです。
12	ストックマネジメントとは何か。	老朽化した下水道施設・設備について、延命を図るための長寿命化対策に係る取組手法をいいます。
13	処理場再整備とは何か。	現在の処理場は、初期に整備した施設が耐用年数の50年を迎えます。再整備事業では処理場の老朽化に加え、地震対策や津波対策にも対応した整備を行っていきます。
14	収益的収支と資本的収支とは何か。	収益的収支は主に下水道事業の運営に必要な施設・設備の維持管理を、資本的収支は主に下水道施設の整備の収支を表すものです。
15	下水道事業は町全体の環境保全ならば、下水道使用料だけで経費を賄うのは到底無理。税金でもっと賄うべきではないか。	下水道事業は「雨水公費・汚水私費の原則」から、汚水処理経費は下水道使用料で賄い、雨水処理経費は税金である一般会計からの繰入金で賄うことになっています。

16	雨水公費・汚水私費とあるが、雨水の割合はどう算出しているのか。	処理場に流入した全水量から、汚水分を引いた水量を雨水分としています。 汚水分の算定方法は、晴天時に処理場へ流入した総水量を晴天日数で除し、365日に乗じて年間晴天時総水量を算出します。
17	下水道料金は上水道を参考にしているようだが、上水道の何割が下水道分になるのか。流し方によって下水道使用料の比率を変えてほしい。	金額の比率ではなく、上水道の使用水量と下水道へ流した水量は同じとして下水道使用料を計算しています。
18	一般会計で登録する資産、下水道事業で登録する資産の整理はしているのか。	下水道事業に関する資産のみを固定資産として登録しています。
19	広報ずしの10月号に記載されている「2020年度の決算状況」について収入3億円、支出が8億円とはどういうことか。	下水道事業の運営に必要な施設・設備の維持管理を行う収益的収支と、下水道施設の整備を行う資本的収支の二つの収支があり、ご質問の決算状況は資本的収支のものです。 収入と支出の差額については、16.17ページの下水道事業会計収支計画に記載しているとおり、「損益勘定留保資金」等の補填財源を充てています。 なお、今回の料金改定は収益的収支の赤字解消にかかるもので、資本的収支とは別のものとなります。
20	下水道普及率は100%とのことだが、それを維持するために負担が掛かるから、縮小すべきではないか。	本市の下水道処理区域はコンパクトであることから、引き続き100%を維持していきます。
21	下水道管の破損による使用者の負担はあるのか。	公設管については、使用者が直接負担することはありません。 なお、突発的に発生した破損等の修理費用については、下水道使用料等が充てられます。
22	合流式は分流式に変えていくのか。	資料18.19ページの建設改良費の年度別事業費に記載している合流改善対策として、逗子第5分区雨水渠整備工事で毎年少しずつ分流化工事を進めています。2020年度(令和2年度)末で、全体計画10kmのうち約3.5kmが整備済みです。
23	耐震化された管渠はどのくらいあるのか。長期間使えなくなると書いてあるが、修繕してくれないのか。	資料18.19ページの建設改良費の年度別事業費に記載している管路の総合地震対策計画は、2021年度(令和3年度)に策定中であり、耐震化された管渠はまだありません。来年度は、耐震性能詳細診断業務を実施し、工事は2023年度(令和5年度)から着手する予定です。地震で管路が破損した場合は、規模により修繕までの使用不能期間は変わってくるのが想定されます。

24	職員給与費が増加しているが、どのような計画なのか。	本市の下水道事業は、2002年度(平成14年度)に普及率100%を達成した以後は、施設、設備の維持管理が主となり、最低限の人員配置で業務を行ってきました。しかし、供用開始から50年近くが経過し、施設、設備の老朽化が顕著になっており、今後、管路や処理場の長寿命化対策、管路の地震対策及び処理場の再整備等の業務量の増加が予想されることから、人員増を見込んでいるものです。
25	値上げありきで経費を組んでいるのではないか。	資料16.17ページの下水道事業会計収支計画では、2019年度(令和元年度)と2020年度(令和2年度)は決算数値を、2021年度(令和3年度)は予算を記載しています。2022年度(令和4年度)から2030年度(令和12年度)までの予測は、決算数値等を踏まえ算定しており、値上げありきで経費を計上していることはありません。
26	中古のマンホール等で収益を得る等の努力はしていないのか。	使用済みマンホールの販売や鉄くずの売却等を行っています。
27	他の市との比較がしやすい資料や下水道事業の考え方等をホームページに掲載してもらいたい。	今後とも情報発信に努めていきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
28	年に一回でいいので下水道講座等を開催してほしい。	新型コロナウイルスの感染拡大もあり現在では開催が難しい状況ですが、今後機会をとらえて開催に向けた検討を行います。
29	民間活用して経費削減ができないか。	処理場、ポンプ場の運営管理は、包括的民間委託により職員数やコストの削減を図っており、引き続き経費削減に努めていきます。また、処理場での使用量が多い電力についても、入札により電力を調達する等、引き続き費用の削減を図っていきます。
30	今は、市民の収入が減っている時期ではないか。また、市民の収入は平均ではなく中央値で比較するべきではないか。	課税状況等からは市民の所得減少等は明確に確認できておりませんが、今後も引き続き所得状況等を注視し把握に努めます。
31	処理場の建て替えによる移転の場所は、蘆花記念公園がいいのではないか。	ご意見として伺います。
32	水まきにお金がかかるのを減らしたいのに子メーターを自己負担でつけるのは納得がいかない。今後、改善してほしい。	適正な下水道使用料を算定するには、水量の把握が重要です。それには、散水用の水量を把握するために生活用水とは別に水道を引くか、散水分が計測できる子メーターによる計量をお願いしています。

## 下水道使用料改定までの経過

平成 17 年 4 月	使用料改定の条例施行
平成 19 年度	下水道事業運営審議会で、下水道使用料改定については、現行の料金に据え置きすべきとの結論に至る。
平成 23 年度	下水道事業運営審議会で、下水道使用料改定については、現行の料金に据え置きすべきとの結論に至る。
平成 26 年度	国より、下水道事業の運営については、平成 31 年度までに公営企業法を適用する企業会計への移行を義務とする通知を受け、使用料改定に当たっては、移行後、明確になる決算状況を見極めたうえで判断することとした。
令和元年度	地方公営企業会計に移行
令和 2 年 9 月	下水道を市民に広く知ってもらうために、広報ずしの巻頭に下水道の特集記事を掲載
令和 3 年 3 月	下水道の現状の把握及び今後の経営方針を定める経営戦略を策定
令和 3 年 4 月	下水道事業運営審議会へ、下水道使用料の改定案を諮問
令和 3 年 7 月	下水道事業運営審議会から、下水道使用料改定案について、付帯意見を付したうえで諮問のとおり答申
令和 3 年 8 月	下水道事業の現状と料金改定が必要であることを伝えるために、広報ずしの巻頭に下水道の特集記事を掲載
令和 3 年 8 月	下水道使用料改定案について、パブリックコメントを実施
令和 3 年 9 月	予定していた市民説明会が新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言により延期、パブリックコメントの終了期限も説明会実施以降まで延長
令和 3 年 10 月	市民説明会を両コミュニティセンター及び市役所で実施
令和 3 年 11 月	パブリックコメントの結果を公表
(今後の予定)	
令和 4 年 1 月	広報ずしに、下水道使用料改定に関する記事を掲載
令和 4 年 5～6 月	上水道の検針時に各戸へ下水道使用料改定に関するチラシを配布
令和 4 年 7 月	下水道使用料の改定

総行行第92号  
令和3年4月1日

各都道府県知事  
各都道府県議会議員  
各指定都市市長  
各指定都市市議会議員

殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方自治法等における指定納付受託者制度の導入について (通知)

地方公共団体の歳入に係る納入義務者が当該歳入を地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき同項に規定する指定代理納付者により納付させることができることとする仕組み(以下「指定代理納付者制度」という。)の見直しを内容に含む地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「改正法」という。)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第107号。以下「改正令」という。)及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号。以下「改正則」という。)は、令和3年3月31日に公布されました。

この見直しは、改正法第6条の規定による地方自治法の改正、改正令第4条の規定による地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の改正及び改正則第4条の規定による地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)の改正により行うものであり、社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、指定代理納付者制度に代えて、改正法による改正後の地方自治法(以下「新法」という。)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行わせることができる仕組み(以下「指定納付受託者制度」という。)を導入しようとするものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をお願いします。

記

第一 指定納付受託者に対する納付の委託の条件に関する事項

### 1 納付の通知に係る書面に基づく納付

地方公共団体の歳入（歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）を納付しようとする者は、歳入等の納付の通知に係る書面であってバーコードの記載があるものを提示することにより、指定納付受託者に納付を委託することができることとされたこと。（新法第231条の2の2第1号、改正則による改正後の地方自治法施行規則（以下「新則」という。）第12条の2の4第1項関係）

### 2 電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知に基づく納付

歳入等を納付しようとする者は、歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な事項及び次のいずれかの事項を、電子情報処理組織を使用して指定納付受託者に通知することにより、指定納付受託者に納付を委託することができることとされたこと。

- ① クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項
- ② 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法による決済に関し必要な事項

（新法第231条の2の2第2号、新則第12条の2の4第2項関係）

### 3 特記事項

上記1はコンビニエンスストア等における納付を、上記2①はクレジットカード決済による納付を、上記2②はスマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付を、それぞれ主に想定したものであること。

## 第二 指定納付受託者の指定に関する事項

### 1 指定納付受託者の要件

歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として、次のいずれにも該当する者は、地方公共団体の長による指定を受けることにより、指定納付受託者として、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができることとされたこと。

- ① 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- ② その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

（新法第231条の2の3第1項、改正令による改正後の地方自治法施行令（以下「新令」という。）第157条の2関係）

### 2 指定納付受託者の指定の手続

指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他地方公共団体の長が必要と認める事項を記載した申出書を地方公共団体の長に提出しなければならず、当該申出書の提出を受けた地方公共団体の長は、その申出につき指定をしたとき



はその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとされたこと。(新則第12条の2の5関係)

また、地方公共団体の長は、指定納付受託者の指定をしたときは、当該指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び当該指定をした日を告示しなければならないこととされたこと。(新法第231条の2の3第2項、新則第12条の2の6関係)

### 3 指定納付受託者の名称等の変更の手續

指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、地方公共団体の長が定める日までに、その旨を記載した届出書を当該地方公共団体の長に提出しなければならないこととされたこと。(新法第231条の2の3第3項、新則第12条の2の7関係)

また、地方公共団体の長は、当該届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならないこととされたこと。(新法第231条の2の3第4項関係)

## 4 特記事項

### (1) 指定納付受託者の要件の具体的な考え方

上記1①の「納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること」とは、概ね次のような要件を満たすことが求められるものであること。

- ・ 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。
- ・ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

一方、上記1②の「その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」とは、概ね次のような要件を満たすことが求められるものと考えられるものであること。

- ・ 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。
- ・ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

### (2) 複数の主体が納付事務に関わる場合の考え方

指定納付受託者は、新法第231条の2の3第1項に規定されるように「歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行う」者であることから、複数の主体が納付事務に関わる場合においては、当該決済手続において歳入等を納付しようとする者から納付の委託を直接受けることとなる者を指定納付受託者として指定すべきこと。

したがって、例えば、クレジットカード決済において、クレジットカードを発行し、クレジットカード利用者から利用料を請求する者(以下「イシュア」という。)と、クレジットカード利用者からの通知を受けて加盟店に対する支払を行う者(以下「アクワイアラ」という。)が決済手続に携わることとなる場合には、アクワイアラを指定納付受託者として指定すべきこと。

## 第三 納付事務の委託に関する事項

## 1 納付事務の委託及びその要件

歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けた指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として次のいずれにも該当する者に委託することができることとされたこと。

- ① 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- ② その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(新法第231条の2の4、新令第157条の2関係)

## 2 特記事項

### (1) 納付事務の委託を受けることができる者の要件の具体的な考え方

上記1①及び②の納付事務の委託を受けることができる者の要件の具体的な考え方は、上記第二4(1)と同様であること。

### (2) 複数の主体が納付事務に関わる場合の考え方

複数の主体が納付事務に関わる場合においては、指定納付受託者以外の者は、上記1の納付事務の委託を受けた者として当該納付事務に関わることとなるものであること。

したがって、例えば、クレジットカード決済において、イシューとアクワイアラが決済手続に携わることとなる場合には、イシューは、指定納付受託者であるアクワイアラから納付事務の委託を受けた者として当該納付事務に関わることとなるものであること。

## 第四 指定納付受託者による歳入等の納付に関する事項

### 1 指定納付受託者の納付義務

指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けたときは、地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならないこととされたこと。(新法第231条の2の5第1項関係)

### 2 指定納付受託者による報告

指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けたときは、遅滞なく、その旨及び次の事項を地方公共団体の長に報告しなければならないこととされたこと。

- ① 当該報告の対象となった期間並びに当該期間において歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日
- ② 上記①の期間において受けた委託に係る次の事項
  - ・ 歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な事項
  - ・ 歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けた年月日

(新法第231条の2の5第2項、新則第12条の2の8関係)

### 3 指定納付受託者による納付の効果

指定納付受託者が、地方公共団体が指定する日までに納付の委託を受けた歳入等を納付し

たときは、当該委託を受けた日に遡って、当該歳入等の納付がされたものとみなすこととされたこと。(新法第231条の2の5第3項関係)

## 第五 指定納付受託者の帳簿保存等の義務に関する事項

### 1 指定納付受託者の帳簿保存の義務

指定納付受託者は、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならないこととされたこと。(新法第231条の2の6第1項関係)

### 2 指定納付受託者に対する報告徴収

地方公共団体の長は、指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定納付受託者に対し、報告をさせることができること。(法第231条の2の6第2項関係)

この場合において、地方公共団体の長は、指定納付受託者に対し、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとされたこと。(新則第12条の2の9関係)

### 3 指定納付受託者に対する立入検査

地方公共団体の長は、指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類等その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとされたこと。(新法第231条の2の6第3項関係)

この場合において、当該立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならないこととされたこと。(新法第231条の2の6第4項関係)

なお、当該立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこと。(新法第231条の2の6第5項関係)

## 第六 指定納付受託者の指定の取消しに関する事項

### 1 指定納付受託者の指定の取消し及びその要件

地方公共団体の長は、指定納付受託者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができることとされたこと。

- ① 上記第二1の指定納付受託者の要件に該当しなくなったとき。
- ② 上記第四2又は第五2の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ③ 上記第五1の帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- ④ 上記第五3の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(新法第231条の2の7第1項関係)

### 2 指定納付受託者の指定の取消しの手続

地方公共団体の長は、指定納付受託者の指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならないとともに、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知するものとされたこと。(新法第231条の2の7第2項、新則第12条の2の10関係)

## 第七 指定納付受託者からの徴収等に関する事項

### 1 指定納付受託者からの徴収

地方公共団体の長は、指定納付受託者が歳入等(新法第231条の3第3項に規定する分担金等に限る。以下この1及び2において同じ。)を納付しようとする者から納付の委託を受けた場合において、当該歳入等を地方公共団体が指定する日までに納付しないときは、地方税に係る地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例により、指定納付受託者から当該歳入等に係る徴収金を徴収するものとされたこと。(新法第231条の4第1項において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第13条の4第1項関係)

また、地方公共団体の長は、指定納付受託者が納付すべき歳入等に係る徴収金の徴収については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該指定納付受託者に対して納付を委託した者から徴収することができないこととされたこと。(新法第231条の4第1項において準用する地方税法第13条の4第2項関係)

なお、この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされたこと。(新法第231条の4第1項関係)

### 2 指定納付受託者に係る徴収の処分についての審査請求等

指定納付受託者が歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けた場合において、当該歳入等を地方公共団体が指定する日までに納付しないときにおける徴収の処分についての審査請求については、法第231条の3第5項から第10項までに定める手続等と同様に取り扱うものとされたこと。(新法第231条の4第2項から第7項まで関係)

### 3 特記事項

指定納付受託者が分担金等以外の歳入等を地方公共団体が指定する日までに納付しない場合においては、新法の規定により当該指定納付受託者から徴収金の徴収を行うことはできないが、地方公共団体が当該指定納付受託者と締結する契約等において特別の定めをすることにより、このような場合においても、当該指定納付受託者に当該歳入等及び延滞金を負担させることが考えられること。

## 第八 施行期日

改正法第6条の規定による地方自治法改正その他関連改正の施行期日は、原則として令和4年1月4日とされたこと。(改正法附則第1条関係)

## 第九 経過措置に関する事項

#### 1 指定納付受託者の指定の準備行為

地方公共団体の長は、令和3年4月1日から施行の日（令和4年1月4日）までの間においても、新法第231条の2の3第1項の規定の例により、指定納付受託者の指定をすることができ、その指定を受けた指定納付受託者は、令和4年1月4日において、同項の規定による指定を受けたものとみなすこととされたこと。（改正法附則第19条第1項関係）

#### 2 指定代理納付者制度に関する経過措置

令和4年1月4日において現に改正法による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第231条の2第6項の規定による指定を受けている指定代理納付者に対する同項及び同条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例によることとされたこと。（改正法附則第19条第2項関係）

#### 3 指定代理納付者から指定納付受託者への転換

上記2によりなお従前の例によることとされた指定代理納付者が令和4年1月4日から令和5年3月31日までの間に指定納付受託者としての指定を受けたときは、当該指定代理納付者に係る指定は、その効力を失うこととされたこと。（改正法附則第19条第3項関係）

#### 4 指定代理納付者による納付の効果に関する経過措置

指定納付受託者としての指定を受けたことにより指定代理納付者に係る指定が効力を失った日の前日までに旧法第231条の2第6項の承認があった場合において、当該指定代理納付者であった者が当該効力を失った日から地方公共団体が指定する日までの間に当該承認に係る歳入を納付したときは、当該承認があった時に遡って、当該歳入の納付がされたものとみなすこととされたこと。（改正法附則第19条第4項関係）

また、令和5年3月31日までに旧法第231条の2第6項の承認があった場合において、当該承認に係る指定代理納付者であった者が令和5年4月1日から地方公共団体が指定する日までの間に当該承認に係る歳入を納付したときは、当該承認があった時に遡って、当該歳入の納付がされたものとみなすこととされたこと。（改正法附則第19条第5項関係）

### 第十 その他留意事項

#### 1 指定代理納付者制度から指定納付受託者制度への早期の移行の促進

指定代理納付者制度はクレジットカード決済による納付を前提としたものであり、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付を明確に予定したものではないことや、指定代理納付者からの徴収金の徴収に関する仕組みがないこと等を踏まえ、可能な限り早期に指定納付受託者制度に移行するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

#### 2 私人委託制度から指定納付受託者制度への早期の移行の促進

令第158条、第158条の2等、地方自治法第243条の「法律又はこれに基づく政令の特別の定め」に基づいて公金の収納等の権限を私人に委任する仕組み（以下「私人委託制度」という。）は、地方公共団体に代位して収納等を行うという制度の性質上、地方公共団

体の収納の方法に準じなければならず、現金による収納を原則としていることから、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付やポイントによる支払等を制度上予定したものではないこと等を踏まえ、可能な限り早期に指定納付受託者制度に移行するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

### 3 指定納付受託者と締結する契約等に関する留意事項

地方公共団体と指定納付受託者との間では、納付事務の取扱いに関する契約等を締結する必要があり、その内容として、主に次の事項等を定めることが考えられること。

#### (1) 取り扱うことができる歳入等の種類に関する事項

指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類については、地方公共団体が住民のニーズ等を踏まえて決定することが適当であり、制度上その範囲を限定していないことから、指定納付受託者と締結する契約等においてその対象を具体的に定めるとともに、これを広く住民に周知することが適当であること。

#### (2) 地方公共団体が指定する日に関する事項

上記第四1の「地方公共団体が指定する日」については、歳入等に係る納期限、指定納付受託者の事務処理に要する日数等を踏まえて適切に設定するとともに、指定納付受託者と締結する契約等においてあらかじめ定めておくことが適当であること。

#### (3) 指定納付受託者から地方公共団体に対する納付に関する事項

指定金融機関への口座振替の方法により納付する等、指定納付受託者が納付の委託を受けた歳入等を地方公共団体に対してどのように納付すべきかについては、指定納付受託者と締結する契約等においてあらかじめ定めておくことが適当であること。

#### (4) 手数料等に関する事項

指定納付受託者が行う納付事務に要する費用に充てるための手数料等の取扱いについては、地方公共団体と住民のいずれが当該手数料等を負担するかを含め、それぞれの地方公共団体において、指定納付受託者制度の活用の効果と経費を比較検討する等の上、適切に決定し、指定納付受託者と締結する契約等において定めることが適当であること。

具体的には、指定納付受託者が取り扱うこととなる歳入等の件数、事務量、地方公共団体における収納事務の効率化の効果、住民が享受することとなる利便性、口座振替や私人委託制度等の他の方法による場合における手数料等の取扱い等を踏まえ検討することが適当であること。

#### (5) 分担金等以外の歳入等の納付の延滞に関する事項

上記第七3のとおり、地方公共団体が指定納付受託者と締結する契約等において、当該指定納付受託者が分担金等以外の歳入等を地方公共団体が指定する日までに納付しない場合においても、当該指定納付受託者に当該歳入等及び延滞金を負担させることをあらかじめ定めておくことが考えられること。

#### (6) 個人情報の保護に関する事項

地方公共団体が指定納付受託者を指定するに当たっては、歳入等の納付を委託した者に

係る個人情報の取扱いについて十分に留意し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた適切な措置が講じられるよう、指定納付受託者と締結する契約等において、秘密の保持、個人情報の漏えい防止措置、個人情報の目的外利用の制限等、個人情報の保護のために必要な措置について具体的に定めることが適当であること。

#### 4 歳入等の納付の委託を受けた場合の受領証等の交付

指定納付受託者が歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けた場合において、当該指定納付受託者がその者に対して受領証等を交付することができることとすること等について、地方自治法施行規則において規定することを検討しているところであり、当該検討の結果については、別途周知することを予定していること。